の法第五十五条

条の七（地方公共団体の議及び長の選挙に係る電磁的票機を用いて行う投票方法に関する法律施行令第二条規定により読み替えて適用合に限る。）	同条

を

読替え後の法第五十五条	

に、「（同令」を「（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令」に、「かぎ」を「鍵」に改め、「第二条第五項」の下に「に規定する容器」を加え、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「同条第五項」及び「及び同条第六項」の下に「に規定する容器」を加え、同条第八項を次のように改める。

8　法第三条及び第七条の規定による投票について、公職選挙法施行令第四十八条の三（同条の表第三十二条の項及び第四十四条の項に係る部分に限る。）及び第四十九条の七（同条の表第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項（同令第三十二条に係る部分に限る。）及び第四十四条の項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の三の表第三十二条の項	第三十二条	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条第二項の規定により読み替えて適用される第三十二条
第四十八条の三の表第四十四条の項	第四十四条	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第四十四条
第四十九条の七の表第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項	第三十二条	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第三十二条
第四十九条の七の表第四十四条の項	第四十四条	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第四十四条
	投票箱	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体

第四条第二項中「にあつては」を「には」に改め、「、投票所」の下に「（共通投票所を含む。第七条第一項及び第二項において同じ。）」を加え、同条第三項中「第七十条、第七十三条から第七十五条まで」を「第七十条第二項、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項」に、「においては」を「には」に、「同令第七十五条」を「同令第七十五条第一項」に改め、「封筒に」を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第七条　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第十九条中「においては」を「には」に改め、「選挙に関する部分に限る。）」の下に「、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第百三十二条及び第百六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第二十二条中「第四十九条の三、第四章の三」を「第四章の二（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第百四条の項に係る部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四」に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第八条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五条中「においては」を「には」に改め、「選挙に関する部分に限る。）」の下に「、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第百三十二条及び第百六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第八条中「第四十九条の三、第四章の三」を「第四章の二（第四十八条の三（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第百四条の項に係る部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四」に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十八号

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令（平成六年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又はこれに準ずる全国的な人口調査」を削り、「に都道府県、郡又は市町村」の下に「（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区。以下この条において同じ。）」を加え、「においては」を「には」に、「人口は」を「日本国民の人口は」に改め、「の規定」の下に「の例」を、「告示した」の下に「日本国民の」を加える。